

意見書案第 1 号

核兵器禁止条約第 3 回締約国会議への日本政府のオブザーバー参加を求める意見書

令和 6 年 3 月 22 日提出

提出者 観音寺市議会総務委員会
委員長 篠原和代

(提案理由)

核兵器禁止条約は核の保有や威嚇、核抑止を禁じており、現在、アメリカの核抑止に安全保障を依存している日本はこの条約に批准することが難しい状況です。

しかし、核兵器の被爆国である日本こそが、軍縮をリードする責務があることを自覚し、行動していかなければなりません。

2025 年 3 月に開催される核兵器禁止条約第 3 回締約国会議への日本政府のオブザーバー参加を求めるとともに、政府が核兵器保有国と非保有国の橋渡し役を担うことを求めます。

核兵器禁止条約第3回締約国会議への日本政府のオブザーバー参加を求める意見書

核兵器禁止条約（以下、同条約）は、2017年7月、国際連合会議で多くの国の賛同により採択され、2021年1月、50か国以上が批准し、発効されました。現在（2024年1月時点）では、同条約への署名は93か国・地域、批准は70か国・地域となっています。

同条約は、核保有だけでなく、核による威嚇、すなわち核抑止も禁じているため、核を持たないがアメリカの核抑止力に安全保障を依存している日本や韓国、北大西洋条約機構（以下、NATO）加盟国などは、すぐに同条約に批准することが難しい状況にあります。

しかし、核の先制不使用や核抑止に替わる新しい安全保障の議論、核兵器被害者に対する援助と環境の修復など、参加できる議論の場や貢献できる場は存在しています。

昨年12月にアメリカ・ニューヨークで開催された同条約第2回締約国会議では、条約に参加する59の国と地域のほかに、オブザーバーとして35か国が参加しました。アメリカの核の傘のもとにあるNATOの加盟国であるドイツ、ベルギー、ノルウェーもオブザーバーとして参加しています。

国際法・人道・人権を無視した悲惨な戦争は今も続いています。核抑止論は幻想に過ぎず、核廃絶こそが、核兵器が二度と使用されないことを保証する唯一の手段です。

第2回締約国会議最終日には、「核リスク増大と核抑止の永続を傍観しない。人類の存亡に関わる核兵器の脅威に対処し、禁止と廃絶に向けて確固たる決意で取り組む」と採択されました。

日本は、この第2回締約国会議へのオブザーバー参加を見送りましたが、唯一の核兵器被爆国である日本こそが、核保有国と非保有国の橋渡し役を担い、軍縮をリードする責務を有していることを強く自覚し、行動していかなければなりません。また、78年に及ぶ核兵器不使用の記録を永遠に維持していかなければなりません。

よって、2025年3月に開催される同条約第3回締約国会議への日本政府のオブザーバー参加を強く求めます。そして、人類の存続を脅かす核兵器の廃絶に向け、核兵器保有国と非保有国の真の橋渡し役を日本政府が担うことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年3月22日

香川県観音寺市議会